

審議会等会議録様式

第14回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

平成29年10月17日（火）14時30分～

■場所：

草津市役所 行政委員会室

■出席委員：

山田委員、石塚委員、濱田委員（代理野崎氏）、道久委員（代理新宅氏）、山田委員、村井委員、前野委員、奥村委員、杉江委員、千代委員、打田委員

■欠席委員：

垣見委員、深田委員

■事務局：

武村課長、林参事、青木主任、田村主任

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

皆様、本日はご多忙な中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます、交通政策課の武村と申します。よろしくお願
いいたします

これより第14回草津市有償運送運営協議会を開催いたします。

次第に従いまして進行させていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきます
たいと思います。「次第」、「委員名簿」、「席次表」、事前に送付いたしました「福祉有償
運送の事前審査申請書」であります。揃っておりますでしょうか、申請書をお忘れの方
や他に何かございましたら事務局までお申し出ください。

本日の委員のご出席は、14名中12名であり、設置要綱第6条第3項に定める過半数
以上の出席を得ておりますことから、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上
げます。

会議の議事につきまして、草津市有償運送運営協議会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは会長の決するところによることとしておりますので、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

本日の会議は、草津市有償運送運営協議会設置要綱第6条第7項の規定に基づき、原則公開で進めさせていただきますが、本日の議事であり、道路運送法79条登録申請にかかる審査案件につきましては、個人情報の保護について必要な措置を講じる必要がございますので、議事進行におきましても適宜、一部非公開の決議等にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

審査に入ります前に事務局よりご報告がございます。

この4月の人事異動等によりまして、新たに委員にご就任いただくことになりました皆様をご紹介させていただきます。

近江タクシー株式会社より石塚様、草津市老人クラブ連合会より池藤様、近畿運輸局滋賀運輸支局から道久様、滋賀県タクシー労働組合連絡協議会より深田様、草津市より杉江様、千代様、打田様が委員としてご参画していただくこととなりました。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これより会長に議事の進行をお願いいたします。村井会長よりよろしくお願いいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、これより私のほうで会議を進めさせていただきます。

個人情報の保護について、今回、審査案件が審議されるに先立ち、とくに福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位のご賛同をお願いいたします。

<<異議なしの声あり>>

まず、はじめに審査にあたっての流れをご説明いたします。

今回申請につきましては、更新申請であります。

このあと申請事業者に入室してもらい、事業者の方に事業概要や変更点を10分～15分程度説明をしていただき、その後、質疑応答を実施し、事業者退席後判定に移ります。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ここまでの説明でご不明な点などありませんでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。申請事業者の入室をお願いいたします。

<<非公開>>

【会長】

それでは審議に入ります。

前回、課題としておりました4条と79条の許可を有している問題については、来年の4月を目途に法人を分けるということでした。

更新について料金に関する話が多かったかと思いますが、料金表どおりでよろしいでしょうか。こう直すべきということは協議会側から言うべきと思うのですが。

【委員】

申請書どおり運営されればそれでよろしいかと思います。

【委員】

先ほど増額の幅が大きいという話が出ておりましたが、15分ごとに600円加算となると確かに増額の幅が大きいと思いました。例えば5分で200円増額など置き換えることで若干はトラブルが解消されるのではないかと思うのですが、そのようなことは可能なのでしょうか。

【委員】

制度上は可能です。各市によって状況も異なるので、各市ごとに運賃対価を分けることは可能です。しかし、市域をまたいで運行されておられますので、市によって料金が異なると利用者とのトラブルも生まれやすいと感じます。

現在、5市で申請等されておられますが、市によって申請どおり承認されたり、運送対価について書面協議をされたりしているところがございます。書面協議の結果によっては、市によって対価等が違っていても止むを得ないかと考えております。

【委員】

値上げをしても赤字が解消されないとのことであり、値上げの目的がよくわからない。湖南省で出た黒字分を草津市の赤字分に充てているなどであればわかるのですが、そうでもないとのことですし、事業の内容がよく分らないです。

値上げの理由が、タクシーも値上げしているから自分のところも値上げするという理由では納得できません。安易に値上げすることにより利用者に迷惑がかかることも考えられますので、慎重に考えたいと思います。

【会長】

更新するかどうかという点と、値上げすることについて容認するかしないかという点とあると思います。値上げすることについて一定の条件を課すことも可能であるとのことではありますが、いかがでしょうか。値上げをする目的が曖昧であるため、再度明確にして報告してもらいたいということも可能かと思います。いかが思われますか。

【委員】

現在の利用者もおられ、4条と79条両方の許可をお持ちですが、法人を分けられると言われておりましたので、更新することについては良いと思います。ただし、利用者が困惑する措置は好ましくないと思います。

そのため料金改定の理由を明確にしていきたいと思います。

【会長】

草津市の利用者限定してこの料金体系にしてくださいということは可能であると思えます。

【委員】

5分ごとに200円加算することについて賛成です。

【会長】

特にご意見がないようでありましたら、これまでの意見を総括しますと更新については許可することとします。料金については、申請書どおりとしますが、時間制の15分ごとに600円加算するところは5分ごとに200円加算することに修正するようにしてもらいたいこととします。値上げをする条件として、明確な理由を記してもらい各委員から承認をいただくということによろしいでしょうか。

【委員】

飲み物やたばこなどの自己都合により途中下車することがかえってトラブルの元になるのではないかと思うのですが。

【会長】

私も疑問に感じていたところではありますが、定額制については目的地までの輸送に専念してもらうこととすべきと考えます。

【委員】

提案なのですが、広域にまたがる事業者が申請してきたときには複数市で集まって一括審議とすることは出来ないのでしょうか。

【委員】

大阪、奈良ではブロックごとで実施されていますので、可能であると思います。

【事務局】

ブロック制になるとこれまで大津⇄草津間で運行されていた事業者の活動範囲が広がるということになるのでしょうか。

【委員】

基本的には運営協議会の範囲が運送可能な範囲になりますので、事業者ごとに広域な協議会で実施するのか、当協議会で実施するのか考えられれば良いと思います。

【会長】

ブロックで実施した場合、ブロック内の発着往来であれば輸送可能ということですか。

【委員】

承認が得られたところが対象となってきますので、そういうことになります。

【委員】

もともと 79 条は 4 条でカバーできなかった人を救済するものであるため、広域で運行すること自体疑問であります。私個人の意見としてはアザレアの考え方は 79 条の範囲を超えているものと感じております。

【委員】

今、79条の許可を得られている事業所でも広域で運行出来るようになると利用者としては利便性も高くなりいいと思います。

現在、有償運送運営協議会は各市町単位で立ち上げておられ、この手続きを避けるため43条に流れている事業者もおられます。43条で進められると79条で登録されている方は利用できないという実態もあります。そのため広域で実施されれば移動困難者も移動しやすくなるのではないのでしょうか。

【会長】

79条は利用限定がはっきりされていますので、4条との棲み分けは出来ていると考えます。また、広域というのは事務的にも大変かと思いますが、広域的に考えることもいいかと思います。市同士で話していただき、事業者さんにも聞かれてみるのも1つと思います。どこかが提案しないと前に進まないなので話し合いの機会を設けるのもいいと思います。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

検討します。

【委員】

他県では県が中心となってされていることもあります。

我々としてもこういった意見があったと内部で報告いたします。

【会長】

メリット、デメリットがあると思いますので、関係者と協議をしながら少しでも前に進めていただければと思います。

3. 閉会

【事務局】

会長におかれましては、議事進行の大役、誠にありがとうございました。また、委員各位におかれましては、活発な議論をいただき、誠にありがとうございました。

次回の協議会の開催につきましては、協議事項がございましたら委員の皆様へ通知させていただきますこととなります。よろしく願いいたします。

事務局からは以上ですが、その他、連絡等ございませんでしょうか。

それでは皆様、これもちまして、閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜りありがとうございました。